

自動車リサイクル法 引取業 **登録変更届出書類等一覧**
〔変更届〕

◎→必須のもの

提出書類 及び 添付書類	申請者別	
	法人	個人
【様式第二】 引取業者変更届出書	◎	◎
【添付書類】		
ア 事業者の氏名又は名称、法人の場合の代表者氏名又は役員の氏名、住所に変更があった場合	/	/
申請者（個人）の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注 1	—	◎
法人登記簿謄本	◎	—
【別紙 1】 申立書	◎	◎
登録通知書原本（役員の変更のみの場合には不要）	◎	◎
イ 法定代理人の氏名又は住所に変更があった場合（事業者が未成年である場合）	/	/
法定代理人の住民票の写し（本籍地記載のもの） ※注 1	—	◎
【別紙 1】 申立書	◎	◎
登録通知書原本	◎	◎
ウ 使用済自動車にフロン類が含まれていることを確認する体制に変更があった場合	/	/
使用済自動車にフロン類が含まれていることを確認できる書類		
① 確認方法を記載した書類（別添「残存フロン類の確認方法」等）	◎	◎
② 自動車整備士、中古自動車査定士等の写し等 ※注 2		
エ 事業所の名称及び所在地に変更があった場合	/	/
事業所の名称・所在地等を変更したことが確認できる書類		
・ 顧客あて事業所移転通知等、事実関係が確認できる書類		
《事業所を追加する場合》	◎	◎
・ その事業所のフロン類の確認体制を説明する書類		
登録通知書原本	◎	◎

※注 1）添付書類の「住民票の写し」とは、住民票の謄本又は抄本のことで、行政庁窓口において取得した書類のことです。（当該者が外国人の場合には、登録原票記載事項証明を添付してください。）

※注 2）氏名・写真の記載されたページ、整備士の種類・合格年月日の記載されたページのコピーを添付してください。また、資格者証の写し等の他に、整備士が事業所に所属していることが確認できる書類（名刺、組織図など）を添付してください。

★ 添付書類の各種証明書類については、申請日から3か月以内のものを提出してください。

- ★ 届出書及び申立書には実印登録している印鑑の押印が必要です。
- ★ 提出部数は2部〔正本1部, 副本(コピー)1部〕必要となります。
- ★ 手数料は無料です。
- ★ 郵送による届出もできます。返信用封筒(140円分切手貼付)を同封してください。
- ★ 窓口申請で、登録通知書を郵送希望の場合は、返信用封筒(140円分切手貼付)をご用意ください。

宇都宮市 環境部 廃棄物対策課

TEL : 028-632-2928

FAX : 028-633-4323